

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2010～2015年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2010年度	1,916	1,056	27	45
2011年度	1,441	653	26	41
2012年度	1,008	431	17	9
2013年度	881	452	19	13
2014年度	1,037	427	20	14
2015年度	958	492	16	13

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2010年度	1,911	1,712	89.6%
2011年度	1,425	1,274	89.4%
2012年度	998	897	89.9%
2013年度	861	754	87.6%
2014年度	1,020	923	90.5%
2015年度	940	856	91.1%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2016年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2016年度	813	438	14	10
2016年4月～6月	219	108	6	4
2016年7月～9月	210	116	0	0
2016年10月～12月	208	113	4	4
2017年1月～3月	176	101	4	1
2017年度	1,110	627	18	16
2017年4月～6月	232	151	3	2
2017年7月～9月	250	113	4	2
2017年10月～12月	290	181	6	8
2018年1月～3月	338	182	5	4
2018年度	1,011	565	25	36
2018年4月～6月	254	144	6	11
2018年7月～9月	287	155	7	3
2018年10月～12月	272	160	9	15
2019年1月～3月	198	106	3	7
2019年度	343	175	2	2
2019年4月～6月	175	81	2	2
2019年7月～9月	168	94	0	0
2019年10月～12月				
2020年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2016年度	796	705	88.6%
2016年4月～6月	217	190	87.6%
2016年7月～9月	207	181	87.4%
2016年10月～12月	206	179	86.9%
2017年1月～3月	166	155	93.4%
2017年度	1,069	959	89.7%
2017年4月～6月	227	204	89.9%
2017年7月～9月	237	218	92.0%
2017年10月～12月	282	251	89.0%
2018年1月～3月	323	286	88.5%
2018年度	921	837	90.9%
2018年4月～6月	238	206	86.6%
2018年7月～9月	270	241	89.3%
2018年10月～12月	250	233	93.2%
2019年1月～3月	163	157	96.3%
2019年度	164	147	89.6%
2019年4月～6月	125	114	91.2%
2019年7月～9月	39	33	84.6%
2019年10月～12月			
2020年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

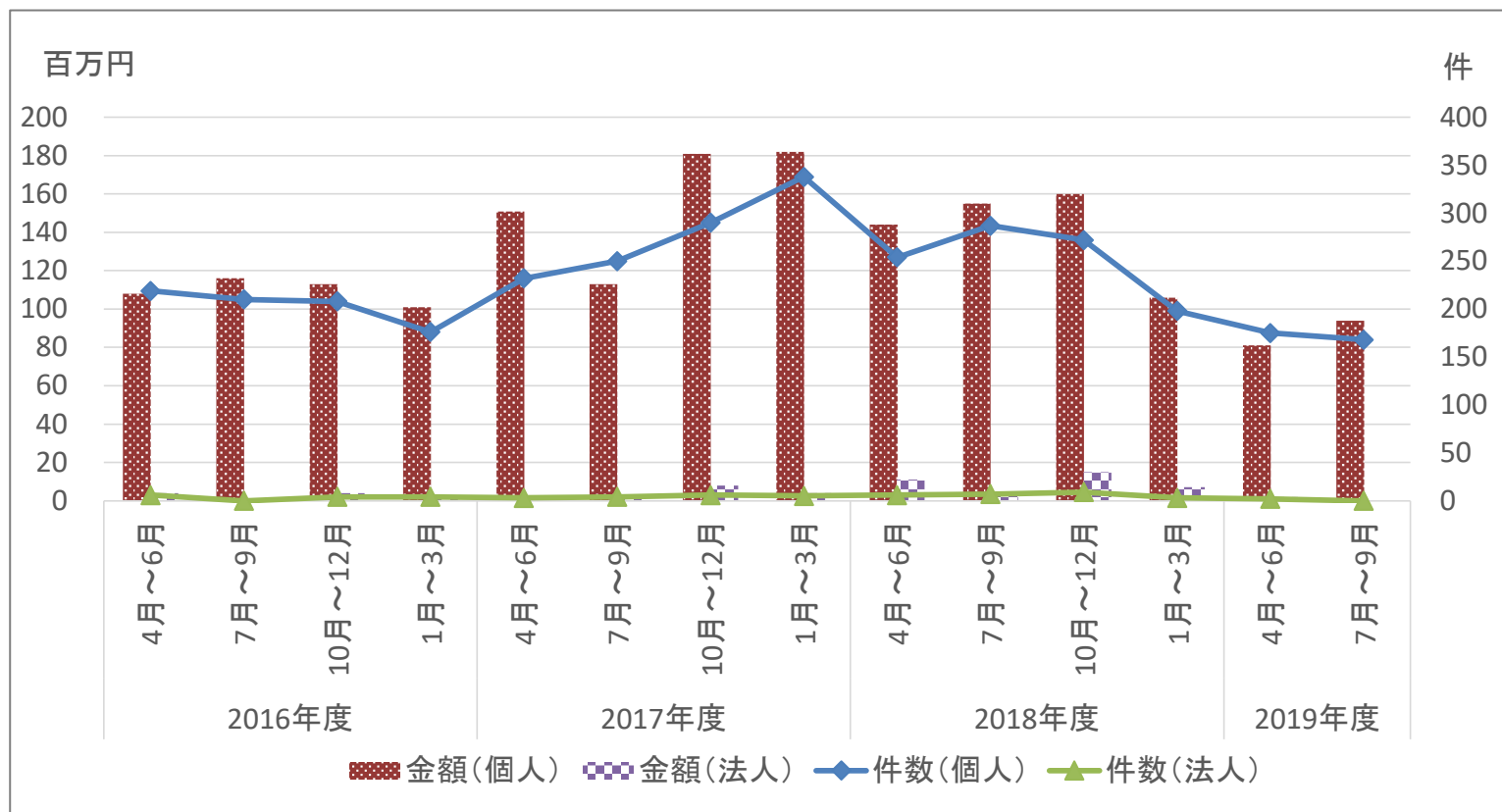
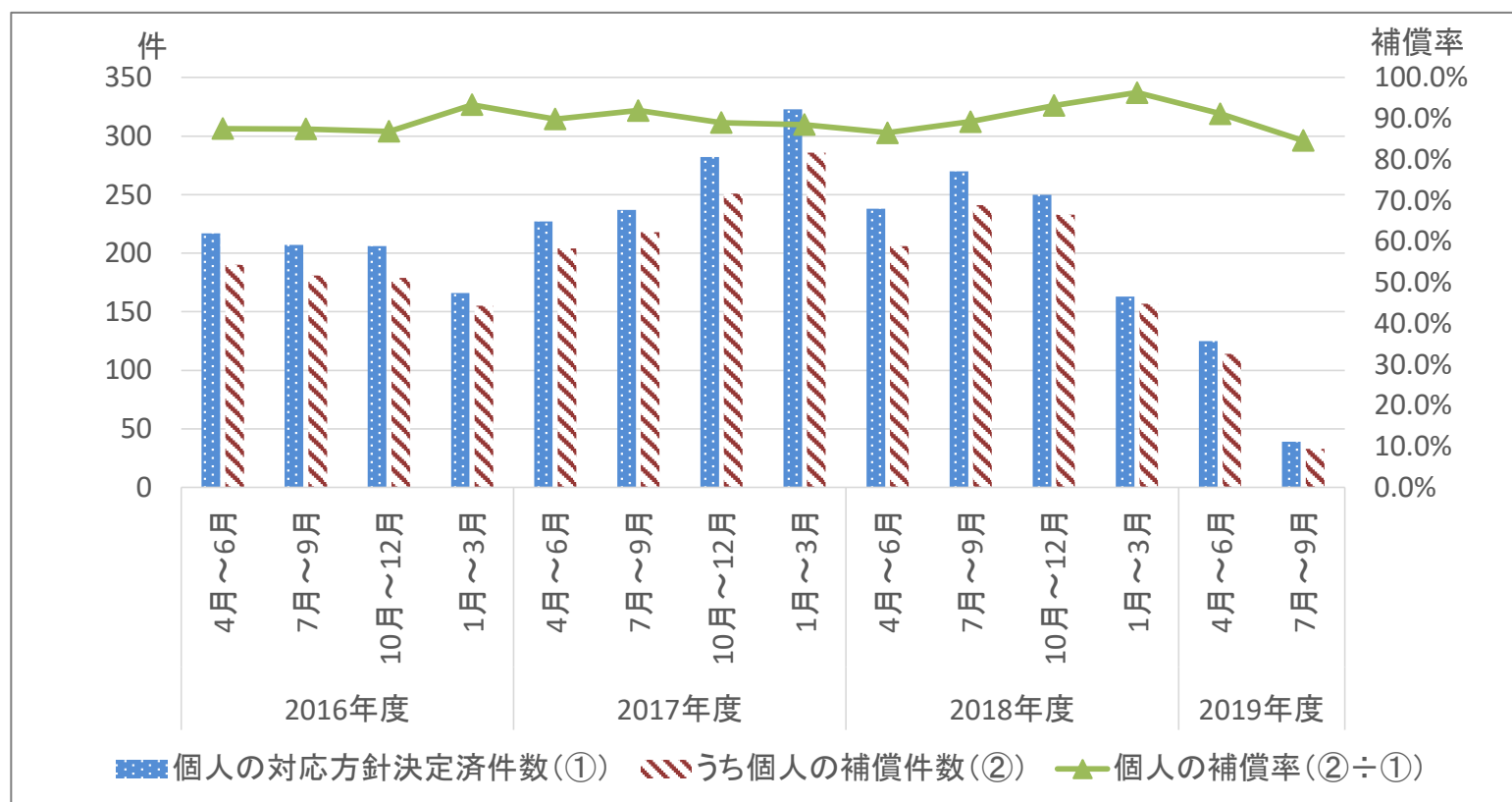


図2: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以上